

令和 4 年

第 1 4 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 4 年 1 2 月 7 日

前橋市農業委員会

令和4年 第14回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年12月7日午後2時01分
- ・閉会日時 令和4年12月7日午後3時18分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一	5番 阿久津 昌枝
6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄	9番 関 けい子
10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文	13番 矢端 晴美
14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸	17番 小堀 清
18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

2番 小池 真澄

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 福田 邦夫	主任 寺田 恵美	主事 柴野 雄介
嘱託員 古市 直子			

・付議事件

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 議案第79号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第80号 | 農地法の規定による許可申請の取消しについて（4条） |
| (3) 議案第81号 | 農地法の規定による許可申請の取消しについて（5条） |
| (4) 議案第82号 | 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条） |
| (5) 議案第83号 | 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条） |
| (6) 議案第84号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (7) 議案第85号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (8) 議案第86号 | 農地法第3条による取得後の転用の申し合わせについて |
| (9) 議案第87号 | 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について |

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

藤井局長	それでは、定刻になりましたので、これより令和４年第１４回農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長 藤井局長	◇（挨拶） 続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、２番 小池 真澄委員の１人であります。従いまして在任委員２４人中、２３人の出席でありますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますことをご了承ください。 それでは、ここからは、会議規則第５条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長、よろしくお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和４年第１４回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。５番 阿久津 昌枝委員、６番 井田 健委員にお願いいたします。 それから、一つお願いなのですが、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げてから、議長の許可を求め、発言することになっておりますので、よろしくお願いいたします。
寺田主任	それでは、議事に入ります。議案第７９号 農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から２９番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号２１番から２５番を除く、整理番号１番から２０番、２６番から２９番の申請については、農地法第３条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号２番から６番、１１番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
３番委員 （１班班長）	３番です。報告をさせていただきます。整理番号３条の２番、３番。賃貸借、新規就農です。タブレットの現地・面接調査案内図１ページから２７ページをご覧ください。申請地は粕川町深津、粕川町女淵地内の農用地区域内農地です。面接には、申請人本人が来られました。申請事由は、現在、キャッサバを栽培していますが、申請を機に規模を拡大し、タマネギ、ジャガイモ、ナス、キャベツ、米麦、ゴーヤ等の作付けをしていきたいとのこと。申請に至った経緯は、学生のと看、家の農業を手伝っており、農業に対して興味があったとのこと。この場所を選んだ理由は、立ち上げた法人の役員の友人、知人の所有する農地で、近いところに集まっているので、作物がつくりやすいとのこと。申請地で、現在、タマネギを栽培しており、根菜類、葉物野菜など、順次、栽培をしていきたいとのこと。作物の出荷先は、直売所やＪＡ、知人のいる株式会社 シルバーライフや株式会社 坂東太郎にも予定をしているそうです。農業機械は、トラクター、コンバイン、動力噴霧器、軽トラなど役員所有の機械を使用するそうです。保管は役員所有の倉庫で管理をするそうです。農業従事者は、現在、３名でしているとのこと。今後の規模拡大については、面積を増やしていきたいそうです。また、希望としては、将来、キャッサバでお酒のウォッカを造りたいそうです。以上のことから、調査班としては本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力もあり、営農計画等も計画性があることから、就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。 続きまして、整理番号３条の４番、５番、６番。使用貸借、新規就農。タブレットの現地・面接調査案内図２８ページから５３ページをご覧ください。申請地は、泉沢町、小坂子町、滝窪町地内の農用地区域内農地です。面接には申請人がご夫婦で来られました。申請事由は、現

在、コメと蔬菜の農業経営を行っていますが、申請地を借り受け、米、蔬菜、リンゴを作付け、農業の経営規模の拡大を図りたいとのことです。申請に至った経緯は、農業をやりたいことと、リンゴを作りたいとのことです。この場所を選んだ理由は、申請地が知人の所有であったことだそうです。申請地ではコメ、根菜類、リンゴ、ブドウなどを作りたいとのこと。出荷先や販売の予定は、契約栽培で業者やJA、果物は直売所で販売をしたいとのことです。農業機械の所有は、トラクター、コンバイン、田植え機、草刈り機、軽トラなど所有。保管は自宅です。泉沢町の申請地には機械を車両に載せて運び、作業するそうです。今後の規模拡大はしていきたいそうです。また、ハウス栽培もやってみたいとのことです。以上のことから、調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また、これからも技術習得をしたいとの意向や機械の所有もあり、就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3条の11番。売買、空き家に付随する農地取得。タブレットの現地・面接調査案内図54ページから70ページをご覧ください。申請地は、富士見町石井地内の農用地区域内農地です。面接には申請人本人と代理人の行政書士が来られました。申請事由は、現在、契約農家からの仕入れで、飲食業経営を行っていますが、自社農園を取得し、不足分の農作物の確保と、より農業に密着した飲食店経営の拡大を図りたいとのことでした。申請地は、前橋市登録空き家に付随する農地の別段の面積取扱要綱に基づき、令和4年10月7日開催の第11回農業委員会総会において、別段の下限面積を1aとする農地として認められ、登録されたものです。申請に至った経緯は、現在、市内で飲食店を経営していますが、材料の小麦、野菜が不足しているため、自分で作りたいとのことです。農作業の経験は、月に1回から2回、仕入れ先の農家に10年前から手伝いに行っているそうです。申請地では小麦、大豆、サツマイモを栽培し、自分の店で使う予定だそうです。農業機械は、耕耘機と草刈り機を所有しており、他の機械は知人から借りるそうです。現在、2人で農業をしていますが、少しずつでも借りられる農地があれば、面積を増やしていきたいとのことです。移住の予定時期は1年以内に行いたいとのことです。以上のことから、調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力もあり、農地取得に対して許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

4 番委員

4番です。整理番号3条の15番について聞きたいのですが、ここは3度くらい保留になっていたと思うのですが、今回は認める方向になったのですか。

議 長

事務局、どうですか。

寺田主任

整理番号15番の申請につきましては、他市の耕作状況が良くないということで、長らく保留になっていましたが、そちらの耕作が認められたので、今回、また申請が出てきたという経緯があります。

議 長

そういうことで、よろしいですか。

4 番委員

はい、分かりました。

議 長

その他、ございますか。

6 番委員

6番です。整理番号1番ですが、申請理由のところに「申請地を取得し、麦を作付けすることで、農業経営の規模拡大を図る」とありますが、譲受人は認定農業者ですか。

議 長

事務局、お願いします。

寺田主任

こちらの譲受人は、認定農業者ではありません。

6 番委員

はい、分かりました。

議 長

その他の方、どうでしょう。

1 4 番委員

14番です。農地付き空き家についてですが、航空写真を見ると、空き家に洗濯物が干してあるのですが、住んでいるのでしょうか。現地・面接調査案内図69ページです。整理番号は11番です。

寺田主任

面接でお話を伺ったところ、改修してから住み始める予定で、人は住んでいないということになっています。

4 番委員	4 番です。前回、現地に行ったときは、見た感じでは、空き家と言えるほど、住めるような家ではないのではないか、というくらいの判断でした。そのときは、譲渡人も高齢なので、ここには住んでいない感じで、農地は周りだけ管理はされていました。家は中まで入ったわけではありませんが、どう見ても、荒廃しているような家というのが、自分たちが現地を見たときの印象でした。たまたま、干し物があつたので、住んでいるのかな、という話は出ましたが、どうも住める家とは思えませんでした。このような家も、空き家バンクと言っていいのかな、という話も出ました。以上です。
1 4 番委員 議 長	分かりました。 空き家バンクは登録制ですよね。ですから、登録はされているということで、よろしいわけですね。
4 番委員 議 長	不動産業者も間に入っているので、きちんとした売買ができるはずです。 空き家に洗濯物が干してあるということですが、いずれにしても、現地を見た中での、荒廃の程度や高齢の方が所有していることを考えて、人が住んでいないと思われそうですが、いかがでしょうか。
2 0 番委員	2 0 番です。私の地元です。現地調査で行きました。そのときに、やはり洗濯物が干してあるね、ということでした。この空き家を借りてくれて、遊休農地になっているところを耕作していただければ、ありがたいと思います。あとでお聞きしたのですが、所有者はお子さんがいらっしゃるということで、もしかしたら、全部、整理されたわけではないので、その方が来ているのかな、という印象で、あまり聞きませんでした。そのようなことなので、家は使えることは使えると思います。身内の方が出入りしているのかな、という印象がありました。以上です。
議 長	いずれにしても、空き家として登録してあり、購入する人も明らかですので、その件については、どうでしょうか。 その他になれば、採決しますが、よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。
議 長	整理番号 2 2 番から 2 5 番は 5 条申請との関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号 1 番から 2 1 番、2 6 番から 2 9 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 7 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 2 2 番から 2 5 番は 5 条申請との関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号 1 番から 2 1 番、2 6 番から 2 9 番を許可とすることに決定いたします。
佐藤副主幹 議 長	次に、議案第 8 0 号 農地法の規定による許可の取消し第 4 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、取消理由、転用目的等を朗読、説明） 事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 8 0 号 農地法の規定による許可の取消し第 4 条許可については、整理番号 1 番を承認することに決定いたします。
佐藤副主幹 議 長	次に議案第 8 1 号 農地法の規定による許可の取消し第 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、取消理由等を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
	◇（意見、質問等なし）

議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 8 1 号 農地法の規定による許可の取消し第 5 条許可については、整理番号 1 番を承認することに決定いたします。 次に、議案第 8 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇ (議案書・順次、整理番号、内容等を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇ (意見、質問等なし)
議 長	それでは、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 8 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第 5 条許可について、整理番号 1 番を承認とすることに決定します。 次に、議案第 8 3 号 農地一時転用許可期限延長願い第 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇ (議案書・順次、整理番号、延長期限等を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇ (意見、質問等なし)
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 8 3 号 農地一時転用許可期限延長願い第 5 条許可については、整理番号 1 番を承認することに決定いたします。 次に、議案第 8 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 番の審議に入ります。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇ (議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)
	整理番号 2 番については、大規模な盛土を計画していましたが、施工業者が見つからず、8 月の総会から保留が続いておりました。一昨日、1 2 月 5 日に申請の取下げ願いが出され、1 月の総会で取下げの審議をお願いすることとなったため、今月は保留とし、1 月の総会で取下げの審議をお願いいたします。以上、整理番号 1 番の申請については、農地法第 4 条第 6 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇ (意見、質問等なし)
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号 2 番を保留とし、1 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 8 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 2 番を保留とし、1 番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 8 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 6 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)
	以上、整理番号 1 番から 2 5 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件

に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

なお、整理番号2番、14番、17番から19番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

3番委員
(1班班長)

それでは、報告いたします。整理番号5条の2番。売買、店舗。タブレットの現地・面接調査案内図71ページから78ページをご覧ください。申請地は、前橋市消防署南分署から西約380mに位置し、県道高崎駒形線に接する北側と東側が道路、南側が道路と水路、西側が水路に囲まれた第2種農地です。面接には、譲受人の会社からオーナーと代表の方、代理人である行政書士の3名で来られました。申請事由は、当社は伊勢崎市に本社を持つカーディーラーです。伊勢崎市内に3店舗、玉村町に1店舗を営業しています。事業拡大のため、前橋南店を開設したく、本申請をします、とのことです。申請に至った経緯と、この場所を選んだ理由としては、前橋市に条件の良い中古車の販売の拠点を探していたところ、この場所に至ったとのことです。法人の主な事業内容は、新車、中古車の販売、車の修理、民間車検工場をやっているとのことです。従業員はパートを含め68名の方が従事しているそうです。新設する前橋南店の概要ですが、車の販売予定台数は新車、中古車合わせて年間約1,000台、従業員数は17名の予定だそうです。敷地内の建築物の面積は2,469㎡、駐車台数は展示場、来客用、従業員用等合わせて200台の予定だそうです。利用計画についてですが、土地造成、整地の方法は、道路に合わせて全面的に1mくらい盛土をする予定。出入口は北側の県道1か所、幅12mで設置するそうです。周辺の農地、農作物への影響等に対する被害防除対策については、雨水処理は地下に雨水貯留槽を設置。修理工場の油などの流出防止には、油水分離槽を設置するそうです。外灯等照明は防犯灯を内側に向けて設置し、周囲に高さ1.2mのフェンスを設置するそうです。以上のことから、調査班としては、店舗の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続いて、整理番号5条の14番。使用貸借、キャンプ場。タブレットの現地・面接調査案内図79ページから86ページをご覧ください。申請地は、前橋市富士見クリーンステーションから南西約1.8kmで、北側、東側を用悪水路、西側を原野と保安林、南側を畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請人本人が来られました。申請事由は、父の荒れた農地、休耕地をキャンプ場として活用したく申請します、とのことです。申請に至った経緯と申請地の選定理由としては、申請地が実家の近くにあること、将来を考えて、荒れ放題の土地を何か利用できないかと思い、申請に至ったそうです。キャンプ場の区画数は15で、1区画2名まで利用可能とのことです。予定では1か月60組、100人の利用で、3月から11月まで稼働し、年間900人の利用を予定しているそうです。オープン予定は来年4月から5月の間で計画をしているそうです。利用計画についてですが、土地造成、整地の方法は、山砂で整地をして、ぬかるところに碎石を敷く程度で、できるだけ自然の状態にするそうです。バーベキューや焚火による火災防止対策は消火器を設置し、区画ごとにバケツに水を用意するとのことです。トイレは簡易水洗式の仮設トイレを男女別に設置するそうです。できるだけ周りの環境もきれいにして、鳥獣に対しても安全対策をとりたいと話していました。また、夜間や緊急時の対応は、電話対応と実家で対応するとのことでした。以上のことから、調査班としては、キャンプ場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の17番、18番、19番。売買、営業倉庫。タブレットの現地・面接調査案内図87ページから97ページをご覧ください。申請地は、市立山王小学校から南西約250mに位置し、北側は用悪水路と道路、東側は用悪水路、西側は道路、南側は畑と用悪水路に囲まれた10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定の「既存の施設の拡張」で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の面積の1/2を超えないものに該当します。面接には譲受人の会社から2名と代理人である行政書士と宅地建物取引士の4名で来られました。申請事由は、当社は2019年に営業用倉庫を建設して倉庫業を開始しましたが、取り扱う物品の学生服の急激な増加に伴い、既存の倉

庫では荷主の要望に応えきれなくなっているため、既存倉庫を拡張し、事業の拡大と効率化を図りたく申請します、とのことです。会社の主な事業内容は物流倉庫業、従業員数は83人、主に中学生、高校生の学生服を季節によって仕分けをし、保存管理をする業務だそうです。増設の倉庫も同じ業務とのことです。倉庫への1日のトラックの搬入台数は、10t車が5台から10台くらいとのことです。利用計画については、土地造成、整地の方法は、申請地が田であることから、20cmから1mくらい盛土をして整地するとのことです。新設倉庫へのトラックの進入経路は既存施設の北側を通り、敷地内に入り、南側に出口を設置し、市道に出るそうです。既存倉庫と申請地の間の水路にはボックスカルバートを設置し、見えなくするそうです。占用手続きも済んでいるとのことです。周辺の農地、農作物への影響等に対する被害防除対策については、雨水処理は構内に設置する調整池から水路へ、照明設備は設置せず、周辺農地に影響が出ないように配慮するとのことです。フェンスは南側進入路となる部分を除き、1.2mのフェンスを設置するそうです。以上のことから、調査班としては、倉庫の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6 番委員 6番です。現地・面接調査案内図95ページの配置図、次の96ページにある航空写真を見比べて、車の出入りについて、申し訳ないのですが、もう一度、説明をしていただけないでしょうか。お願いします。新しく造る倉庫へのトラックの出入口の説明をお願いします。

議 長 事務局でよろしいですか。

佐藤副主幹 96ページの配置図では、既存倉庫が東側にあるのですが、その既存倉庫の北東の角が曲がっているところの少し下辺りが入口で、そのまま北に行き、建物の北側を抜けて、今度は申請地の北東から入るようになります。出口は東側をずっと南に行って、南側の既設との境を南に抜けて、道路に出ていくというような出入りになっています。

6 番委員 航空写真で見ると、赤い点線で囲われたところが既設で、白い太線で囲われた3筆が今回の申請地ですね。そして、申請地の南東から南に延びる細い道路を通して南の方に出るという説明だと思うのですが、ここはトラックは大丈夫でしょうか。営業用の倉庫ですから、小さい車ではなく大型のトラックが来るのではないかと思います。南の交差点のところに危険性がないか、その確認だけです。

議 長 事務局、よろしいですか。

佐藤副主幹 トラックは10t車ということで、騒音規制などいろいろなことがあるので、トラックを実際、走らせて確認したということで、南については開発と協議をして、確認を取っているということでした。

6 番委員 ありがとうございます。これは提案なのですが、東側の点線で囲った敷地の南西の角は自分の敷地ですから、この部分を道路状にして、西へは行けなくても、東へは行きやすいような形状に、安全を確保するような措置を指導していただければ、と思います。以上です。

議 長 その他、ございますか。他、よろしいですか。なければ、採決をいたします。

整理番号26番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号1番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号26番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から25番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分につきましては群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おきます。

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号22番から25番、農地法第5条の整理番号26番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

佐藤副主幹	以上、整理番号２２番から２５番の申請については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますので、ご報告いたします。 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）
議 長	以上、整理番号２６番の申請については、農地法第５条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 農地法第３条の整理番号２２番から２５番、農地法第５条の整理番号２６番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、農地法第３条の整理番号２２番から２５番、農地法第５条の整理番号２６番を許可とすることに決定いたします。
寺田主任 議 長	次に、議案第８６号 農地法第３条による取得後の取り扱い申し合わせ変更について審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書の朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
６番委員	６番です。この制限について、実際に前橋市の方に寄せられた相談というのはあるのでしょうか。あるいは、総会に、３年を待たずに転用をしたいと申請された事例はありますか。もし、分かれば、可能な範囲で教えてください。
議 長 深澤係長	事務局、どうぞ。 こちらにつきましては、平成５年以降、相談があると、３年６作でお願いします、というお願い事項でしてきた経緯があります。直近でも、農地を取得した後に、息子さんが家を建てたい、ですとか、違う目的に使いたい、という相談がありました。農地として取得したものは、農地として利用してください、というお願いをしますけれども、法的に農地法で、転用してはいけない、という規定はないということで、そのようなお願いはするべきではないということは、以前から言われていました。事務局の方に相談が寄せられて、３年以内に除外、転用したケースはあります。実際に、平成５年から３０年近く経ち、バブルの時期には農地を取得した後、それを資産として、土地転がしではないのですけれども、そういうことが心配だということで、この基準を作った、申し合わせをしたと思います。ある一定の効果はあったのではないかと考えています。なお、前橋市だけではなく、他の市町村でも同様にお願いをしていた経緯があるという話は伺っております。そういった声がある中、国の方で、法律でそういうことは定めていないので、取り扱いをしないようにという通知が出たものと考えております。以上です。
６番委員 議 長	ありがとうございます。 他によろしいですか。他になれば、採決をいたします。 議案第８６号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第８６号 農地法第３条による取得後の取り扱い申し合わせ変更について、原案を決定いたします。
柴野主事 議 長	続いて、議案第８７号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書の朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長

◇（意見・質問等なし）

ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第 8 7 号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇（挙 手）

賛成多数でありますので、議案第 8 7 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、2 8 ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

- | | |
|--------------------------------|-------|
| （1）法第 4 条の届出書の受理状況 | 4 件 |
| （2）法第 5 条の届出書の受理状況 | 2 2 件 |
| （3）法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状況 | 3 6 件 |

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会いたします。

（閉会午後 3 時 1 8 分）